

社会福祉法人神川町社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の任期)

第3条 評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

3 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(外部委員の資格等)

第4条 次に掲げる者は、定款第7条第2項で定める委員会の外部委員となることができない。

(1) この法人の評議員、役員及び職員

(2) この法人の会長及び常務理事であった者（職員を兼ねた理事を含む。）並びに職員であった者（退職後1年未満の職員に限る。）

(3) (1) 及び (2) に掲げる者と特殊な関係がある以下の者

ア その配偶者又は三親等以内の親族

イ (1) に掲げる者のうち評議員及び役員と省令（昭和26年厚生省令第28号）に規定する特殊関係人

ウ (1) に掲げる者のうち職員及び (2) に掲げる者とイに規定する特殊関係人に準ずる者

(4) 暴力団員等の反社会的勢力の者

(委員の解任)

第5条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 理事会は、前項により委員を解任しようとする場合には、当該委員に対し、

解任理由を明確に提示し、聴聞の機会を与えるものとする。

(委員の報酬等)

第6条 委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には別に定める規定により費用を弁償することができる。

(招集)

第7条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 委員会の招集は、委員会の開催日の1週間前までに、各委員に対して、委員会開催の日時、場所及び目的を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長の選任)

第8条 委員会の議長は、委員の互選とする。

(評議員の選任)

第9条 委員会は、理事会から評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けたうえで審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第10条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由のほか、次に掲げる事項の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

- (1) 理事会が調査・確認した事実の内容
- (2) 当該者の意見陳述がある場合には、その内容

(決議)

第11条 評議員の選任の決議は、選任候補者ごとに行わなければならない。

2 代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は行うことができない。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 議長の氏名
- (3) 委員の現在数、出席者数及び出席者氏名
- (4) 議事の経過及びその結果

- 2 出席した委員は、議事録に記名押印する。
- 3 議事録は、審議資料を添付して10年間保存しておかなければならない。

(理事会への報告)

第13条 議長は、審査の結果を理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行う。
- 3 前項により選任された委員の任期は、この細則の施行の日から起算するものとする。